

1. 戸籍及び住民基本台帳等 - 101-
2. 生 活 環 境 - 107-
3. 協 働 の 推 進 - 108-
4. 地 域 活 動 推 進 - 111-
5. 文 化 振 興 - 116-
6. ス ポ ー ツ の 振 興 - 125-
7. 人 権 政 策 - 137-
8. 男 女 共 同 参 画 - 139-
9. 出張所、行政センター - 141-

1. 戸籍及び住民基本台帳等

【市民課】

(1) 戸籍届出件数

種 別 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出 生	3,001	2,826	2,674	2,588	2,627
死 亡	4,839	5,280	5,169	5,420	5,156
婚 姻	2,956	2,781	2,875	2,917	3,077
離 婚	708	687	744	731	714
転 籍	1,344	1,363	1,222	989	1,103
認 知	49	63	55	51	46
養 子 縁 組	221	186	209	194	199
養 子 離 縁	61	80	61	73	65
入 籍	563	531	523	536	487
分 籍	62	65	61	61	73
そ の 他	731	756	706	801	2,586
計	14,535	14,618	14,299	14,361	16,133

(2) 住民異動件数

種 別 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転 入	8,342	8,604	8,448	8,711	9,312
転 出	9,193	9,507	9,149	9,348	9,451
転 居	5,657	5,603	5,465	5,498	5,618
そ の 他	13,497	13,989	13,623	14,870	15,330
計	36,689	37,703	36,685	38,427	39,711

(3) 国籍別外国人登録人口

(令和8年4月1日現在)

国 籍	登録人口(人)	国 籍	登録人口(人)
朝 鮮 ・ 韓 国	859	ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	8
中 国	1,138	カ ナ ダ	36
米 国	149	タ イ	194
イ ン ド	51	マ レ ー シ ア	30
オ ー ス ト ラ リ ア	23	英 国	37
ノ ル ウ ェ ー	2	フ ィ リ ピ ン	365
オ ラ ン ダ	2	無 国 籍	1
ド イ ツ	21	そ の 他	2,822
ブ ラ ジ ル	49		
		総 外 国 人 登 録 人 口	5,787

(4) 印鑑登録

印鑑や印鑑証明書の不正使用等による事故防止と事務の迅速化を図るため、「奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例」（昭和55年条例第2号）を制定、昭和57年6月からは、印鑑登録証明用紙に地紋入りの用紙を使用する等、偽造防止策を講じた。

また、平成元年2月1日から、印鑑登録事務の電算化により、印鑑証明の発行、登録事務のスピードアップを図った。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
印鑑登録者数	226, 625	225, 861	225, 536	224, 808	224, 025

(5) 戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付

ア 戸籍謄抄本の交付に関する取り扱い

平成20年5月1日に戸籍法の一部改正があり、交付を受けることができる人が本人、配偶者、直系尊属・直系卑属に限られることになった。また、本人であっても身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が施行され、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本を請求できるようになった。また、戸籍電子証明書及び除籍電子証明書の提供に加えて、それを請求するための戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能になった。

イ 住民票の写しの交付

昭和62年1月5日から、住民基本台帳法改正の趣旨に基づき住民票の写しの交付については、特別な請求がない限り、世帯主及び世帯主との続柄、戸籍の表示は省略するものとなった。

昭和62年3月1日、住民基本台帳事務の電算化開始により、住民票の発行等住民基本台帳事務のスピードアップを図った。平成20年5月1日に住民基本台帳法の一部改正があり、交付を受けることのできる人が、本人または同一の世帯に属するものに限られることになり、請求者の本人確認が義務付けられ身分証明書等の提示が必要となるなど、厳しい制限が設けられた。また、平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正により外国人住民の方にも住民票の交付ができるようになった。

平成27年10月5日に社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、請求者の希望によりマイナンバー（個人番号）の記載されたものが交付できるようになった。

ウ 住民基本台帳等の閲覧等に関する取り扱い

平成18年11月1日に住民基本台帳法の一部が改正され、閲覧に関して少なくとも年1回は、閲覧者の氏名等を公表することになった。また、厳しい制限が設けられ、閲覧請求について、次の場合に限定された。

⑦国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するため必要な場合。

④次の①～③の活動を行うために閲覧することが必要である旨の申し出があり、市町村がその申し出を認めた場合。

①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの。

②公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの。

③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の

確認として市町村が定めるもの。

エ 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年8月18日の住民基本台帳法の一部改正に基づき、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を稼働した。

○ 目 的

全国の市区町村の住民基本台帳オンラインシステムを相互に結び、併せて全国共通のコード（住民票コード）により本人確定を容易にすることで、市区町村の区域を越えて住民サービスを行う。

○ 内 容

従来から各市区町村が住民情報を記録し、管理していた住民基本台帳を結んだネットワークを住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と呼んでいる。住基ネットで保有している情報は、氏名・住所・生年月日・性別・氏名の振り仮名の5情報及び住民票コード（無作為の11桁の番号）、マイナンバー（1人1つの番号・12桁）とこれらの変更情報（変更年月日及び変更理由）である。

住基ネットの利用は行政機関に限られ、民間が利用することはできない。

平成14年8月5日から始まった第一次サービスにより、各種の行政手続きに必要な住民票の写しの添付が一部省略されるなど、住民サービスの向上が図られた。

平成15年8月25日からは、第二次サービスにより、住民票の写しの広域交付、転入・転出の届出の特例やこれらのサービスが受けられる住民基本台帳カードの発行が始まった。住民基本台帳カードについては、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたことにより、平成27年12月28日をもってカードの交付は終了した。

マイナンバーカードや運転免許証など官公署が発行した、写真付で有効期間内の証明書の提示により、本人の住所地以外の市区町村でも、本人か同一世帯員に限り、広域交付住民票の写しを請求することができる。

転入届出の特例として、マイナンバーカードの交付を受けた人（マイナンバーカードの交付を受けた人と共に転出する世帯員）が市外へ転出するとき、転出地の市区町村へオンラインで特例転出をすると、転出証明書を持たずに転入地の市区町村の窓口でマイナンバーカードを添えて転入届ができる。また、継続利用の手続きを行えば、転入地でも引き続きマイナンバーカードの使用が可能である。国外へ転出される場合も、国外継続利用の手続きを行えば、国外でも引き続きマイナンバーカードの使用が可能である。

オ 通知カード・マイナンバー(個人番号)カードの交付

平成27年10月5日の番号法の施行に伴い、社会保障・税業務の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入された。奈良市に住民登録をしている全ての方にマイナンバー(1人1つの番号・12桁)が付番され、平成27年10月に通知カードによりマイナンバーが通知された。（令和2年5月25日をもって通知カードの交付は廃止された。）マイナンバーカードの交付を希望される方は、申請により交付を受けることができる。

カ 公的個人認証サービス（電子証明書交付）

平成16年1月29日から公的個人認証サービスが始まり、希望者に電子証明書を発行している。

自宅のパソコンからインターネットを通じて行政機関へさまざまな申請手続きなどができるようにするためには、他人による「なりすまし申請」や、送信データの途中改ざんを防ぐ必要がある。そこで、電子証明書を利用して送信データを暗号化して送信することで、全国どこからでも利用者が安心して手続きを行えるようにしたのが公的個人認証サービスである。

このサービスは、奈良市に住民登録している満15歳以上の人で、マイナンバーカードを所有している人が対象であり、電子証明書の発行を希望する場合は、原則として本人が市民課及び各出張所・各行政センターで手続きをすることができる。

申請手続きには、電子証明書新規発行／更新申請書、申請者名義のマイナンバーカードが必要である。

電子証明書発行の際、暗証番号の設定が必要である。電子証明書の有効期間は、発行の日から5回目の誕生日までで、新規交付手数料及び、有効期間満了に伴う更新手数料は無料である。（外国人住民については、平成25年7月8日から適用されている。）

（社会保障・税番号制度の開始に伴い、住民基本台帳カードへの電子証明書の格納は平成27年12月22日で終了した。）

キ 臨時開庁・休日開庁

平成19年度から、毎年3月下旬から4月初めにかけて転入・転出等住所異動の多い時期に、「臨時開庁」として住民異動に伴う届出を受付するため、期間中の日曜日の窓口開庁を実施している。

また、平成24年10月からは、平日に窓口にお越しいただけない方にご利用いただけるように「休日開庁」を実施している。毎月第2日曜日の午前9時から午後1時までは市民課、毎月第4日曜日の午前9時から午後1時までは西部出張所住民課において、転入・転出等に伴う住民異動届・印鑑登録・住民票の写し等各種証明書の発行、マイナンバーカードに関する業務などを行っている。（休日受付のため、一部取り扱えない業務がある。）

ク 市民課窓口業務等の民間委託について

平成25年3月から市民課の窓口業務について、市民サービスの向上のため業務の民間委託を開始した。交付書類の検認および戸籍の各種届出・住民異動届出などの受付業務については従来通り市職員が行うこととした。また、平成24年11月の戸籍電算システムの稼働を受けて平成24年12月から、戸籍記載等のデータ入力作業についても民間委託を実施している。

平成31年2月から、各種証明書の交付申請受付・交付に加え、印鑑登録申請や住民異動届・戸籍関係届等の受付業務の委託を開始した。

令和3年4月1日から、マイナンバーカードの申請窓口受付・交付窓口受付、フロア案内業務、マイナンバーカードの交付予約に関する電話対応業務等の委託を開始した。

令和5年3月から、電話照会対応・住居表示関連業務・証明書オンライン申請に関する業務等の委託を開始した。

令和7年4月から、市民課窓口とは別に臨時窓口を開設し、マイナンバーカードに格納される電子証明書の発行・更新業務、暗証番号の変更・初期化・再設定業務、マイナンバーカードの健康保険証利用申込を含めたマイナポータルの操作支援業務の委託を開始した。

ケ 証明書コンビニ交付サービスの開始

平成31年3月から、全国のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末（マルチコピー機）でマイナンバーカードを使用して住民票などの証明書が取得できるサービスを開始した。

また、出張所や行政センターの窓口においてもマイナンバーカードを使用して簡単、スピーディに証明書を取得いただけるよう、証明書交付キオスク端末（※）を設置し、市民サービス向上と窓口の混雑の緩和を図っている。

※ 証明書交付キオスク端末（市役所本庁舎・西部出張所・北部出張所・東部出張所・都祁行政センター・月ヶ瀬行政センター・東寺林連絡所）（令和8年4月1日現在）

コンビニエンスストア設置の多機能端末機の機能のうち、証明書交付機能のみを搭載した自動交付端末

○利用可能時間 年末年始（12月29日から1月3日）・メンテナンス日を除く、毎日午前6時30分から午後11時まで

○利用可能店舗 全国約56,000店のコンビニエンスストアなど

○交付できる証明書（利用にはマイナンバーカードが必要）

・住民票の写し	300円	除票を除く
・印鑑登録証明書	300円	
・戸籍全部（個人）事項証明書	450円	住民票が奈良市外の場合は事前登録が必要
・戸籍附票の写し	300円	住民票が奈良市外の場合は事前登録が必要
・課税（非課税）証明書	300円	最新年度のみ

(6) 奈良市民サービスセンター

市民生活に直結する窓口サービスの向上を図ることを目的に平成4年11月14日、ならファミリー内に月曜日から土曜日まで利用可能な「市民サービスコーナー」を開設した。

平成20年4月1日から「奈良市民サービスセンター」と名称変更し、年末年始を除く日曜・祝日も利用可能とした。

平成30年6月4日から印鑑登録（廃止）などの業務ができるようになった。（一部作業できない日がある。）

令和元年11月25日から住民異動の受付などの業務ができるようになった。（一部作業できない日がある。）

所 在 地 西大寺東町二丁目4番1号 ならファミリー5階

業務時間 年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前9時～午後5時

取扱事務 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍除籍謄抄本及び戸籍の附票の写し等の交付。

納付書による市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納。

印鑑登録（廃止）、奈良市ポイント制度の特産品等交換。

市税の納付書再発行。

住民異動届の受付、住民異動届に伴う国民健康保険の資格確認書の交付及びマイナンバーカードの継続利用・券面更新。（電子証明書のための更新は不可）

2. 生 活 環 境

【斎苑管理課】

(1) 墓地

ア 奈良市寺山霊苑

所 在 地	白毫寺町984番3
敷 地 面 積	22,133㎡
墓 地 数	939区画 1区画4㎡ (2m×2m)
納 骨 堂	鉄筋コンクリート造平屋建 51.23㎡
納骨可能数	20,000体
管理事務所	鉄筋コンクリート造平屋建 49.65㎡

イ 奈良市七条町南山墓地

所 在 地	七条西町一丁目1164番地
敷 地 面 積	2,393㎡
墓 地 数	120区画 1区画4㎡ (2m×2m)

(2) 火葬場

○奈良市斎苑 旅立ちの杜

火葬への様々なニーズや火葬件数の増加に対応するとともに、持続可能な世界の実現に向けた環境への負荷軽減にも配慮。ユニバーサルデザインにより、すべての方が安心して利用できる火葬場を令和4年4月1日より供用開始した。

所 在 地	奈良市横井町924番11
延 床 面 積	4,719.96㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階
設 備 等	火葬炉設備 12炉（うち動物炉1炉）、 告別室兼収骨室 6室 待合ホール、待合室(最大10室)、 多目的室、遺体保管室、キッズルーム、売店
駐 車 場	マイクロバス駐車場 20台、利用者駐車場 55台、 職員等サービス用駐車場36台

市の火葬状況

(令和7年度)

市 内			市 外			行旅死亡人	計	動物
大 人	小 人	死 胎	大 人	小 人	死 胎			
4,065体	6体	37体	975体	2体	6体	34体	5,125体	276体

(1) 市民参画及び協働によるまちづくりの推進

市民の皆様方の市政への積極的な参画と協働により、個性豊かで魅力ある住みよいまちづくりを行うことを目的とする「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を平成21年7月に施行した。この条例では、市民参画及び協働による体制の充実を図るために、市の責務をはじめ、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割を明確にするとともに、市政を運営していく上での基本的な方向付けや手順について具体的に定めている。平成22年12月に、この条例に基づき、市民参画と協働によるまちづくりを総合的かつ計画的・具体的に推進していくための「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を策定し、平成28年4月には第2次推進計画を、令和4年4月には第3次推進計画を策定した。この計画に基づき講じる施策の実施計画及び事業評価を毎年度とりまとめ、市ホームページで公開している。

(2) 地域自治協議会設立・運営支援

厳しい財政事情の中、本格的な少子高齢社会を迎え、市民のニーズが多様化する状況において、行政がすべての課題に対応することが困難になっている。そのような中で、地域のことは地域で解決することが必要であり、既存のコミュニティ組織、NPOや地域住民と行政が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組み(地域自治協議会)の構築を進める。

平成30年度から、地域自治協議会を設立するために組織された地域自治協議会準備会に対し、1地域に1回限り「地域自治協議会準備交付金」を交付し、地域自治協議会の設立準備や、地域の将来像や活動の方向性をまとめた地域自治計画書の策定に対する支援を行っている。

要件を満たし市長の認定を受けた地域自治協議会に対しては、協議会の運営や自主的、自立的なまちづくり事業に対する支援を行うとともに、地区自治連合会への地域活動推進交付金及び自主防災・防犯組織への自主防災・防犯組織活動交付金を設立2年目以降の希望する地域自治協議会へ一括して交付し、交付金の柔軟な運用により市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、「地域づくり一括交付金」による支援を行っている。

(3) アダプトプログラム推進事業（愛称：さわやかクリーン奈良）

緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民の美化意識の向上及び地域コミュニティの再生を促進することを目的に、地域の団体のボランティアによる身近な公共空間である道路、河川等の公共施設の美化活動を支援するアダプトプログラム推進事業を実施している。

平成20年度から美化ボランティアを募集、令和8年4月1日現在、106団体1,769人の参加を得ている。

(4) 奈良市ボランティアセンター

市民の住みよいまちづくりへの積極的な参加促進を図るため、その担い手となるボランティアの育成やボランティア活動のコーディネートを行うとともに、さまざまな分野に広がりを見せているボランティア活動の拠点としての場を提供している。

平成18年4月より指定管理者制度を導入し、平成18年4月から平成20年3月まで、また、平成20年4月から平成22年3月まで財団法人 奈良キリスト教青年会（略称：財団法人 奈良YMCA）が管理・運営を行った。平成22年4月から平成30年3月、平成30年4月から令和5年3月、また、令和5年4月から令和10年3月31日までは社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会が管理・運営を行う。

ア 施設概要

所在地	法蓮町1702番地の1
開設年月日	平成7年2月4日
敷地面積	1,676.95㎡
延床面積	618㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
総事業費	266,000千円
施設内容	1 階 談話ホール、調理実習室、事務室 2 階 会議室、和室、グループ活動室

イ 開館時間

午前9時～午後5時

ウ 休館日

日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日まで

(5) 奈良市ボランティアインフォメーションセンター

さまざまな分野のボランティアや市民公益活動を支援し、コーディネートすることを目的として、平成23年4月1日にははぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）の1階にオープンした。ボランティア活動を始めようとする人々からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言やコーディネート、地域での教育支援活動におけるリーダーやコーディネーターなどの人材育成を行っていく。

また、平成25年3月から実施している当センターのボランティアコーディネーターによる「ボランティア入門講座」の開催や、年に数回実施している外部講師による講座の開催の他、市民公益活動団体の発表の場として「HUG²祭り」を市民公益活動団体との協働によって開催する等、市民公益活動の推進を進めている。

J R奈良駅前という立地や複合施設という利点を活かし、仕事帰りの人や学生、生徒児童たちだけでなく、地域の人々も気軽に集えるようなセンターとして運営する。

ア 施設概要

所在地	三条本町13番1号（はぐくみセンター1階）
開設年月日	平成23年4月1日
延床面積	491.6㎡
構造	鉄骨造
施設内容	事務室、会議室、相談室、情報コーナー、交流コーナー、共同作業コーナー

イ 開館時間

午前9時～午後9時

（ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日においては、午前9時から午後5時まで）

ウ 休館日

12月29日から1月3日まで

(6) 奈良市ポイント制度

「奈良市ポイント制度」は、市の指定するポイント対象事業への参加や、市が指定する加盟店で買い物をすることで、70歳以上の市民に交付している「ななまるカード」や交通系ICカードにポイントを貯められる制度であり、地域に根差したボランティア活動を促進することで市民参画への意識を向上するなどの目的で実施してきたが、令和8年3月31日でポイントの付与は終了した。貯まったポイントは市の特産品・奈良交通のバスチャージ券・市内の奈良市ポイント制度参加タクシー事業者で利用できるタクシー券との交換、また加盟店で利用する際の割引などに使用することができ、これらポイントの交換・利用については令和8年12月25日で終了する。新たに、SHIKA no ASHIATOアプリを活用したボランティア活動の推進を実施する。

4. 地 域 活 動 推 進

【市民課、地域づくり推進課】

(1) 概 要

市民の利便と市行政の円滑な運営を図るため、3出張所、2行政センター、6連絡所を設置し、住民間のコミュニケーションの醸成と連帯感の育成を促進し、行政施策についての理解と協力を得るとともに、自治会との連絡調整を図っている。

連絡所

(令和8年4月)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東 寺 林 連 絡 所	東寺林町38番地	26-2871
東 市 〃	古市町99番地の1	61-7043
大 安 寺 〃	大安寺四丁目4番34号	61-7045
辰 市 〃	西九条町二丁目2番地の44	61-7046
帯 解 〃	山町27番地の1	62-3473
精 華 〃	高樋町640番地の1	62-9200

(2) 自 治 会

ア 自治会の活動

- ・ 会員相互の連絡協調、親睦、福祉に関する事項
- ・ 住民の保健衛生、地域の環境改善、整備に関する事項
- ・ 市政に対する協力、要望に関する事項

イ 各地区別自治会数及び自治会加入世帯数

(令和8年4月)

	地 区	自治会数	自治会加入世帯数		地 区	自治会数	自治会加入世帯数
1	飛 鳥	88	3,959	26	奈 良 帝 塚 山	14	2,572
2	済 美	63	3,639	27	学 園 三 碓	38	4,256
3	済 美 南	17	1,315	28	登 美 ケ 丘	17	2,457
4	鼓 阪	33	1,775	29	東 登 美 ケ 丘	18	2,628
5	佐 保	77	4,571	30	平 城 西	8	1,322
6	青 山	13	1,135	31	鶴 舞	17	1,808
7	椿 井	50	1,774	32	二 名	24	2,803
8	大 宮	40	3,713	33	青 和	32	3,374
9	佐 保 川	26	2,418	34	富 雄	24	3,315
10	大 安 寺 西	19	2,317	35	鳥 見	15	1,814
11	東 市	27	1,942	36	田 原	19	492
12	明 治	15	2,410	37	柳 生	7	375
13	辰 市	24	2,539	38	大 柳 生	5	310
14	帯 解	10	1,001	39	東 里	10	199
15	精 華	8	244	40	狭 川	10	133
16	大 安 寺	27	1,354	41	月 ケ 瀬	6	403
17	伏 見	29	4,532	42	神 功	7	1,488
18	伏 見 南	15	2,054	43	右 京	5	854
19	西 大 寺 北	18	2,164	44	朱 雀	9	1,964
20	六 条 校 区	42	4,732	45	左 京	8	1,407
21	あ や め 池	49	2,973	46	佐 保 台	8	832
22	都 跡	37	4,003	47	並 松	10	312
23	平 城	19	5,615	48	吐 山	2	307
24	学 園 南	8	861	49	都 祁	7	381

25	富雄南	18	3,676	50	六郷	9	325
計						1,101	102,847

(3) 地域ふれあい会館

設置目的 すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として設置する。

管理運営 指定管理者

(令和8年4月)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
済美地域ふれあい会館	南京終町201番地の12	24-5899
柳生	丹生町847番地	—
とみの里	中山町西二丁目1012番地の1	51-0178
右京	右京三丁目18番地	71-8019
帯解	田中町342番地の1	—
朱雀	朱雀二丁目12番地	72-4063
東市	古市町99番地の1	64-3005
左京	左京五丁目4番地の1	72-4011
青和	百楽園四丁目1番20-5号	51-6726
佐保川	法蓮町391番地の4	93-3226
辰市	西九条町二丁目2番地の44	—
月瀬	月ヶ瀬月瀬356番地の2	—
西大寺北	西大寺東町一丁目1番15号	33-2271
佐保台	佐保台二丁目902番地の239	71-4384
都跡	四条大路五丁目2番45号	32-3235
大安寺西	四条大路南町1番22号	—
東里	須川町776番地	95-0900
佐保	法蓮町291番地の3	77-2687
伏見	菅原東一丁目21番21号	51-1255
明治	北永井町508番地の2	61-7047
二名	西登美ヶ丘五丁目3番9号	—
帝塚山	帝塚山南二丁目11番2号	—

(4) 住居表示（町界町名整備含む）

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）及び地方自治法第260条の規定に基づき施行されているもので、その整備状況は次のとおりである。

ア 町界町名整備実施町名

実 施 年 月	実 施 町 名
昭和40年 3月	学園大和町四丁目
40年 5月	学園大和町一丁目・三丁目・五丁目
41年 5月	学園大和町二丁目、（学園大和町一丁目・五丁目）
41年 6月	鳥見町一丁目～四丁目
41年10月	（学園大和町二丁目・五丁目）
43年 6月	中登美ヶ丘一丁目・二丁目
44年 4月	大宮町四丁目・六丁目、芝辻町四丁目
44年12月	千代ヶ丘一丁目～三丁目
45年 4月	南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町一丁目～七丁目、南肘塚町
47年 4月	あやめ池南七丁目
48年 7月	敷島町一丁目・二丁目、あやめ池南九丁目、朝日町一丁目・二丁目 中山町西一丁目～四丁目、東登美ヶ丘三丁目、学園朝日元町一丁目・二丁目
50年 7月	秋篠新町、疋田町四丁目・五丁目
51年12月	青垣台一丁目～三丁目
53年 1月	（青垣台一丁目）
56年11月	北之庄西町一丁目・二丁目、西九条町一丁目～五丁目
57年 7月	大安寺西一丁目・二丁目
58年 6月	青山一丁目～九丁目
58年11月	学園中一丁目～四丁目
59年 8月	（青垣台一丁目）
59年 9月	（芝辻町四丁目）
60年11月	赤膚町、七条二丁目、七条西町二丁目
61年 9月	佐保台一丁目～三丁目、丸山一丁目・二丁目
62年 3月	（中登美ヶ丘二丁目）
62年 4月	神功一丁目～六丁目、右京一丁目～五丁目、朱雀一丁目～六丁目 左京一丁目～六丁目
62年12月	（あやめ池南七丁目）
平成元年 2月	（赤膚町）
元年10月	恋の窪東町、富雄川西二丁目、三松四丁目
元年11月	佐保台西町
元年12月	八条一丁目～五丁目
2年11月	学園新田町、学園赤松町
4年12月	二名一丁目～七丁目、二名平野一丁目・二丁目、二名東町、大湊町、（三松四丁目）
8年 3月	中登美ヶ丘三丁目・四丁目
9年10月	学園中五丁目、学園大和町六丁目、（学園中三丁目、学園大和町一丁目・五丁目）
10年11月	横井一丁目～七丁目
11年 2月	（青垣台三丁目）
13年 6月	（富雄川西二丁目）
15年 9月	（学園朝日元町一丁目）
17年 2月	（鳥見町二丁目） （大安寺西一丁目）
17年 4月	都祁こぶしが丘
22年12月	（朝日町一丁目）
23年 2月	（青垣台一丁目・二丁目）

※（ ）については既実施区域の隣接地で同一町名により追加実施した町である。

イ 住居表示実施町名

実 施 年 月	実 施 町 名
昭和42年 9月	学園南一丁目～三丁目、学園北一丁目・二丁目、学園朝日町 百楽園一丁目・二丁目、鶴舞東町、鶴舞西町、登美ヶ丘一丁目～三丁目
43年 6月	(学園南一丁目)
44年 4月	大宮町一丁目～三丁目・五丁目・七丁目、芝辻町一丁目～三丁目
45年 4月	東紀寺町一丁目～三丁目、桂木町、三条本町、三条宮前町、三条添川町、三条大宮町
45年 6月	(大宮町二丁目)
45年12月	二条町一丁目～三丁目、西大寺栄町、西大寺国見町一丁目・二丁目、西大寺南町
47年 4月	秋篠早月町、あやめ池南一丁目～六丁目・八丁目、西大寺本町 西大寺東町一丁目・二丁目、西大寺新町一丁目・二丁目
48年 7月	あやめ池北一丁目～三丁目、登美ヶ丘四丁目～六丁目 東登美ヶ丘一丁目・二丁目、(学園南二丁目)
49年11月	西大寺小坊町、西大寺新田町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘 西大寺竜王町一丁目・二丁目、足田町一丁目・二丁目 西大寺野神町一丁目・二丁目、西大寺芝町一丁目・二丁目 若葉台一丁目～四丁目、(西大寺南町、あやめ池南四丁目)
50年 7月	秋篠三和町一丁目・二丁目、西大寺赤田町一丁目・二丁目 西大寺北町一丁目～四丁目、足田町三丁目
51年 9月	西登美ヶ丘一丁目～八丁目
53年 7月	百楽園三丁目・四丁目、富雄北一丁目～三丁目
54年11月	二条大路南一丁目～五丁目、三条大路一丁目～五丁目 四条大路一丁目～五丁目
57年 7月	三条川西町、四条大路南町、五条町、尼辻北町、尼辻南町、尼辻中町 (四条大路一丁目)
58年12月	帝塚山一丁目～七丁目、富雄泉ヶ丘、帝塚山南一丁目～五丁目
59年 3月	富雄元町一丁目～四丁目、三碓一丁目～七丁目
59年 9月	(芝辻町二丁目・三丁目)
60年11月	六条一丁目～三丁目、六条西一丁目～六丁目、六条緑町一丁目～三丁目 七条東町、七条一丁目、七条西町一丁目
63年 3月	帝塚山中町、藤ノ木台一丁目～四丁目、大倭町、菅野台 西千代ヶ丘一丁目～三丁目、東登美ヶ丘四丁目～六丁目 北登美ヶ丘一丁目～六丁目、(東登美ヶ丘一丁目・二丁目)
平成元年 2月	尼辻西町、五条一丁目～三丁目、五条西一丁目・二丁目 五条畑一丁目・二丁目、宝来一丁目～五丁目 平松一丁目～五丁目
元年10月	大森西町、三条栄町、三条桧町、恋の窪一丁目～三丁目 大安寺西三丁目、富雄川西一丁目、三松一丁目～三丁目、三松ヶ丘
2年11月	学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、南登美ヶ丘、百楽園五丁目、(百楽園一丁目)
3年 7月	大安寺一丁目～七丁目
4年12月	松陽台一丁目～四丁目、(西登美ヶ丘一丁目)
11年 2月	(帝塚山三丁目・四丁目)、(西千代ヶ丘三丁目)、(菅野台)、(六条西六丁目)
13年 3月	(帝塚山南四丁目・五丁目)、(学園北一丁目)
14年10月	富雄川西二丁目
15年 9月	(秋篠三和町二丁目)、(西大寺赤田町一丁目)、(三碓五丁目)、(あやめ池北一丁目) (西登美ヶ丘二丁目・四丁目)
17年 2月	(四条大路南町)
17年11月	奈保町、法蓮佐保山一丁目～四丁目
18年 5月	(大宮町一丁目・二丁目)、(三条宮前町)、(三条本町)
18年 9月	中登美ヶ丘六丁目、(北登美ヶ丘一丁目)
18年12月	帝塚山西一丁目・二丁目、(帝塚山中町)、(帝塚山南二丁目・三丁目)
20年 2月	(西千代ヶ丘三丁目)
22年12月	(あやめ池北一丁目～三丁目)
23年 2月	(六条西三丁目、六条西五丁目・六丁目)
25年11月	(西登美ヶ丘八丁目)
26年 1月	(西大寺国見町二丁目)

26年11月	(中登美ヶ丘五丁目)
27年 1月	(菅野台、あやめ池南八丁目)
28年 1月	青野町一丁目・二丁目 (西大寺南町、疋田町一丁目)
29年 1月	(西大寺南町)
31年 1月	菅原東一丁目・二丁目、西大寺国見町三丁目
令和元年12月	(中登美ヶ丘五丁目)
2年 1月	(東登美ヶ丘一丁目)
3年10月	(東登美ヶ丘六丁目)

※ () については既実施区域の隣接地で同一町名により追加実施した町である。

ウ 土地改良事業の換地処分に伴う町の区域の変更

平成 8 年 8 月 国営土地改良事業

邑地町 (一部) を柳生町に編入、柳生町 (一部) を邑地町に編入

平成 20 年 2 月 県営ほ場整備事業田原西地区 (茗荷工区)

茗荷町 (一部) を矢田原町に編入、矢田原町 (一部) を茗荷町に編入

平成 20 年 11 月 県営ほ場整備事業田原西地区 (和田工区)

横田町 (一部) を和田町に編入、和田町 (一部) を横田町に編入

平成 23 年 2 月 県営ほ場整備事業田原北地区 (此瀬工区)

此瀬町 (一部) を和田町に編入、和田町 (一部) を此瀬町に編入

平成 23 年 8 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (3-A 工区)

此瀬町 (一部) を横田町に編入、茗荷町 (一部) を横田町に編入、

横田町 (一部) を茗荷町に編入

平成 23 年 11 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (1-B 工区)

杓掛町 (一部) を日笠町に編入

平成 24 年 3 月 県営ほ場整備事業田原西地区 (矢田原工区)

茗荷町 (一部) を矢田原町に編入

平成 24 年 3 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (3-B 工区)

南田原町 (一部) を茗荷町に編入、南田原町 (一部) を長谷町に編入

平成 25 年 1 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (3-D 工区)

長谷町 (一部) を南田原町に編入

平成 25 年 3 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (4-A 工区)

長谷町 (一部) を南田原町に編入

平成 27 年 3 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (2-B 工区)

大野町の一部を中貫町に、中貫町の一部を大野町に編入

平成 27 年 3 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (3-C 工区)

中之庄町の一部を南田原町に、南田原町の一部を中之庄町に編入

平成 28 年 2 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (2-A 工区)

大野町 (一部) を中之庄町に編入

平成 30 年 10 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (1-C 工区)

大野町 (一部) 及び此瀬町 (一部) を日笠町に、日笠町 (一部) 及び大野町 (一部) を此瀬町に、此瀬町 (一部) を大野町に編入

平成 30 年 10 月 県営ほ場整備事業田原南地区 (1-D 工区)

日笠町 (一部) を大野町に、大野町 (一部) を日笠町に編入

エ 住居表示の方式

街区方式を採用

オ 住居表示審議会

奈良市住居表示審議会 (令和8年4月現在)

① 関係官公庁の職員	3 名	② 学識経験を有する者	3 名
③ 市の職員	2 名	④ 市長が適当と認める者	4 名
		計	12 名

5. 文 化 振 興

(1) 文化事業

本市は、世界遺産を有する歴史的、文化的風土に恵まれた国際文化観光都市である。その歴史は710年の平城京遷都に始まり、以来本市には、さまざまな変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた日本人の叡智の結晶ともいえる文化の蓄積がある。これらを守り、後世に伝えていくのは私たちの使命であるが、現代に生きる私たちが充実した生きがいのある生活を送るためには、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要がある。このため、市では市民が文化創造の担い手として生き生きと活動するための支援・条件整備を、ハード(施設)・ソフト(事業)両面にわたって行っている。

また、平成19年4月に施行した「奈良市文化振興条例」の基本理念を実現させるために、市民参画による奈良市文化振興計画推進委員会を設置し、平成21年3月に「奈良市文化振興計画」を、令和4年3月に「第2次奈良市文化振興計画」を策定した。以後、計画に沿って具体的な取り組みを進めている。

平成25年11月には、文化や芸術を活用し、地域の活性化や暮らしの豊かさを高める「創造都市奈良」をめざす効果的な施策の一つとして、本市は「創造都市ネットワーク日本」に加盟した。

○主な事業

- ・文化施設の運営管理
- ・文化振興補助(文化団体に対する事業補助)

① なら100年会館

【文化振興課】

奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際文化交流をはじめとする文化発信の拠点として、磯崎新氏の設計により設置した。

平成28年度には、奈良の歴史と文化を生かした市民参画による文化振興事業の取組が評価され「地域創造大賞(総務大臣賞)」を受賞した。

コンベンションやコンサート、講演会等に対応できる多機能性を持つ大ホール(1,496席)、ガラス張りの中ホール(434席)、ギャラリー、集会等さまざまな利用ができる小ホール(約100席)で構成されている。また、屋外には、市民のふれあいの場として「時の広場」がある。

所在地	三条宮前町7番1号		
開館日	平成11年2月1日		
事業費	本体工事費	12,693,000千円	用地費 11,917,191千円
敷地面積	16,061.76㎡		
延床面積	22,682.27㎡		
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地下1階、地上5階		
施設内容	地下1階	駐車場、小ホール他	
	1 階	駐輪場、エントランスホール、喫茶ラウンジ、大ホール客席、 大ホール楽屋、会館事務室、防災センター他	
	2 階	大ホール客席、大ホール音響調整室・映像調整室・調光室、 中ホール客席、中ホール調光操作室・音響調整室、中ホール楽屋、 会議室、舞台事務室他	
	M 3 階	大ホール客席、大ホールサブステージ	
	3 階	大ホール客席、中ホール客席他	
	4 階	大ホール客席、中ホールロビー	
	5 階	倉庫	
	昇降設備	エレベーター4基、荷物用エレベーター1基、エスカレーター1基	

ア 申込方法

大・中ホールは、使用日の属する月の初日の1年前に当たる日から使用日の10日前まで（連続2日以上の使用については、その最初の日）。小ホールと会議室は、使用日の属する月の初日の6カ月前に当たる日から使用日の前日まで。時の広場は、使用日の属する月の初日の1カ月前に当たる日から使用日の前日まで。なお、連続して使用できる期間は7日間。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時30分まで）

ウ 休館日

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月28日から翌年1月4日。

エ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。また、駐車場については、平成31年度から日本パーキング株式会社が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

	大ホール	中ホール	小ホール	入場者数合計
使用率（％）	56.0	72.0	82.0	—
入場者数（人）	141,429	44,190	15,800	225,644

使用率＝使用日数÷使用可能日×100

② 奈良市西部会館市民ホール（学園前ホール）

【文化振興課】

市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として設置。西部地域の自主的な学習・文化活動の拠点として、芸術・文化などの創作発表や音楽発表、講演会などに幅広く利用できる。

所在地 学園南三丁目1番5号 西部会館3階（複合施設）

開館日 平成13年7月1日

延床面積 1,860.52㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

地下2階 地上7階建の3階部分

施設内容 3階 ホール客席（301席、車椅子席4席）、控室（1室）

4階一部 楽屋（3室）、音響調整・照明操作室

5階一部 音響調整室

ア 申込方法

使用日の属する月の初日の6カ月前に当たる日から使用日の10日前に当たる日まで（連続2日以上の使用については、その最初の日）。なお、連続して使用できる期間は3日間。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時30分まで）

ウ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月28日から翌年1月4日。

エ 管理運営

指定管理者である公益財団法人奈良市生涯学習財団が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 30,058人 ホール使用率 63.1%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

③ 奈良市美術館

【文化振興課】

市民の美術鑑賞と創作活動に寄与し、豊かな市民文化の形成を図るために設置。観光型複合商業施設である「ミ・ナーラ」5階の美術館施設を奈良市が借り上げて、市民に気軽に活用していただく美術館として運営している。

奈良市美術家展をはじめ、市展「なら」や市民実技講座など年数回の企画展を開催するとともに、市民ギャラリーとして展示室の利用もできる。

所在地 二条大路南一丁目3番1号「ミ・ナーラ」5階

開館日 平成15年10月2日

延床面積 895.29㎡（うち、展示室618.78㎡）

構造 鉄筋・鉄骨コンクリート造

施設内容 展示室（第1・第2展示室）、エントランスホール、エキジットホール、収蔵庫、事務室、会議室、備品庫、廊下ウインドー

ア 申込方法

使用日（使用しようとする期間の最初の日）の1年前に当たる日の属する月の第1日曜日（その日が休館日に当たるときは、第2日曜日）午前11時から使用日の前日まで。なお、連続して使用できる期間は3日または6日間。受付時間は午前10時から午後5時まで。

イ 開館時間

午前10時～午後5時30分（ただし、入館は午後5時まで）

ウ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日にあたるものを除く）、12月27日から翌年1月3日、展示替えの期間は臨時休館。

エ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 37,335人

④ 奈良市北部会館市民文化ホール

【文化振興課】

市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として設置。北部地域の自主的な学習・文化活動の拠点として、芸術・文化などの創作発表や音楽鑑賞、講演会などに幅広く利用できる。

所在地 右京一丁目1番地の4 北部会館3階（複合施設）

開館日 平成16年7月20日

延床面積 1,728.54㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

地下1階 地上4階建の3階部分

施設内容 3階 ホール客席（210席）、楽屋（1室）、控室（2室）
多目的室（2室）、会議室（3室）、和室（1室）

ア 申込方法

ホール、楽屋、控室は、使用日の属する月の初日の6カ月前に当たる日から使用日の10日前に当たる日まで（連続2日以上の使用については、その最初の日）。なお、楽屋、控室は単独の貸出はしていない。多目的室、会議室、和室は、使用日の属する月の初日の3カ月前に当たる日から使用日の前日まで。ただし、ホールと併せて使用する場合は、その申し込み期間。なお、連続して使用できる期間は3日間。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時30分まで）

ウ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月28日から翌年1月4日。

エ 管理運営

指定管理者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 49,868人

市民文化ホール使用率 83.3%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

⑤ 入江泰吉記念奈良市写真美術館

【文化振興課】

ほぼ半世紀にわたり奈良・大和路の風物を撮り続けた奈良の写真家、入江泰吉氏の写真等の展示及び保存などを図り、文化の向上に資することを目的として、黒川紀章氏の設計により設置した。

入江氏の寄贈作品（約8万点）をはじめ、多様な写真作品、入江泰吉記念賞受賞作品を展示している。また、一般展示室も利用できる。

所在地 高畑町600番地の1

開館日 平成4年4月14日

事業費 本体工事費 1,472,571千円 用地費 1,225,174千円

敷地面積 美術館 3,667.57㎡ 駐車場 1,758.37㎡

延床面積 2,313.99㎡

構造 1階 鉄骨造 瓦葺

地階 鉄筋コンクリート造

施設内容 地下1階 展示室A・B、一般展示室、記念室、ハイビジョンギャラリー、資料閲覧室、ミュージアムショップ、事務室、館長室、学芸員室、収蔵庫

1階 エントランスホール、レセプションカウンター、ティールーム

ア 申込方法

一般展示室は使用日（連続2日以上の使用については、その最初の日）の6カ月前に当たる日の属する月の第1日曜日（その日が休館日に当たるときは、第2日曜日）から使用日前7日に当たる日まで。なお、連続して使用できる期間は7日間。受付時間は午前10時から午後5時まで。

イ 開館時間

午前9時30分～午後5時（ただし、入館は午後4時30分まで）

ウ 休 館 日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月27日から翌年1月3日、展示替えの期間は臨時休館。

エ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 25,356人 観覧者数 15,068人

⑥ 奈良市ならまちセンター市民文化ホール

【文化振興課】

市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として設置。市民の自主的な学習・文化活動の拠点として、芸術・文化などの創作発表や音楽鑑賞、講演会などに幅広く利用できる。

所 在 地	東寺林町38番地	ならまちセンター内（複合施設）
開 館 日	平成元年4月22日	
事 業 費	本体工事費	2,362,718千円（ならまちセンター）
敷地面積	3,815.71m ²	
延床面積	7,190.42m ²	（市民文化ホール）
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下2階建 地上4階一部5階建
施設内容	1 階	市民ホール（300席）、打ち合わせ室、カフェ、ギャラリー
	2 階	市民ホール、ホワイエ、多目的ホール、楽屋（3室）、リハーサル室
	中 3 階	照明操作室、映写室、音響調整室
	3 階	総合事務所、会議室（3室）、和室

ア 申込方法

市民ホール、楽屋、リハーサル室は、使用日の属する月の初日の6カ月前に当たる日から使用日の10日前に当たる日まで（連続2日以上の使用については、その最初の日）。楽屋、リハーサル室の単独貸出はしない。多目的ホール、会議室、和室は、使用日の属する月の初日の3カ月前に当たる日から使用日の前日まで。ただし、市民文化ホールと併せて使用する場合は、その申し込み期間（連続して使用できる期間は、市民文化ホール3日間）。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時30分まで）

ウ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月28日から翌年1月4日。

エ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 117,815人

市民ホール利用率 55.0%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

⑦ 奈良市音声館

【文化振興課】

伝統的な芸術から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資することを目的として設置した。

伝統文化、生活文化、実演芸術等、多様な分野の文化事業の開催や、市民の自主的な文化活動の拠点として、創作発表、芸術鑑賞や講演会など幅広く利用できる。

所在地	鳴川町32番地の1
開館日	平成6年10月4日
事業費	本体工事費 529,161千円 用地費 765,655千円
敷地面積	1,326.42m ²
延床面積	1,194.86m ²
構造	鉄骨造 瓦葺 地上2階
施設内容	1 階 事務室、応接室、エントランスホール、プレイルーム 個人レッスン室、資料室 2 階 ホール、和室、会議室

ア 申込方法

ホールは、使用日（連続2日以上の使用については、その最初の日）の属する月の初日の3カ月前に当たる日から使用日の5日前に当たる日まで。また、プレイルーム、個人レッスン室、会議室、和室は、使用日の属する月の初日の1カ月前に当たる日から使用日の前日まで。ホールと併せて使用する場合は、その申し込み期間。なお、連続して使用できる期間は3日間。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時まで）

ウ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月26日から翌年1月5日。

エ 管理運営

指定管理者である奈良町くりえいが行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 32,300人 ホール使用率 39.9%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

⑧ 名勝大乘院庭園文化館

【文化振興課】

国の名勝に指定されている旧大乘院庭園との一体施設として、庭園の管理を行っている公益財団法人日本ナショナルトラストが建設した。

奈良市の公共施設として、大乘院の復元模型や関係資料を展示するとともに、市民の文化活動の場としての利用やならまちを散策される方々の休憩の場となることを目的に設置した。

所在地	高畑町1083番地の1
開館日	平成8年4月1日
敷地面積	1,017.04m ²
延床面積	377.94m ²
構造	木造 瓦葺 2階建
施設内容	1 階 事務室、資料室、エントランスホール、休憩室、茶室、和室 2 階 事務室、会議室、展示室

ア 申込方法

展示室は、使用日（連続2日以上の使用については、その最初の日）の属する月の初日前6カ月に当たる日から使用日前10日に当たる日まで。

また、茶室、和室及び会議室は、使用日の属する月の初日前3カ月に当たる日から使用日の前日まで。ただし、展示室と併せて使用する場合は、その申し込み期間。なお、連続使用は、展示室の場合14日、茶室、和室及び会議室の場合3日（展示室と併せて使用する場合は14日）。令和8年4月から休館のため、申込は停止。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時まで）

ウ 休 館 日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月26日から翌年1月5日。

エ 管理運営

施設リニューアルのため、令和8年4月から休館。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 31,216人

⑨ 奈良市杉岡華邨書道美術館

【文化振興課】

かな書の第一人者である書家・杉岡華邨氏から作品の寄贈（約400点）を受け、書道芸術の振興を図ることを目的として設置。貴重な作品を永く後世に伝えとともに、展示や書道講座などを開催している。

所 在 地 脇戸町3番地

開 館 日 平成12年8月4日

事 業 費 本体工事費 212,732千円 用地費 177,818千円

敷地面積 911.89㎡

延床面積 652.55㎡

構 造 鉄骨造 瓦葺 2階建

施設内容 1 階 展示兼講座室、収蔵庫、資料室、ロビー、館長室兼応接室、事務室

2 階 展示室、ギャラリー、ロビー、倉庫

ア 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、入館は午後4時30分まで）

イ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）、12月26日から翌年1月5日、展示替えの期間は臨時休館。

ウ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。

エ 利用状況（令和7年度）

観覧者数 5,632人

⑩ 入江泰吉旧居

【文化振興課】

奈良を代表する写真家・入江泰吉氏の妻・ミツエ氏から自宅の寄贈を受け、入江氏の奈良へのまなざしを学び、体感する空間として設置した。

旧居内には、入江氏が当時使用していたアトリエ・暗室等が復元されており、同氏の仕事ぶりや暮らし、美意識等の歴史文化に触れることができる。

所在地	水門町49番地の2
開館日	平成27年3月1日
事業費	本体工事費 67,868千円
敷地面積	535.79㎡
延床面積	197.88㎡
構造	木造瓦葺平屋建
施設内容	和室、茶室、アトリエ、書斎、事務室、暗室（別館）

ア 開館時間

午前9時半～午後5時（ただし、入館は午後4時30分まで）

イ 休館日

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く）。

ウ 管理運営

指定管理者である一般財団法人奈良市総合財団が行う。

エ 利用状況（令和7年度）

観覧者数 5,905人

⑪ 奈良市都祁交流センター

【都祁行政センター】

平成3年10月1日、都祁村交流センターが交流・学習・健康・福祉・ネットワーク・レクリエーションといったさまざまな機能を持つ総合的な地域交流施設として開館した。平成17年4月1日の奈良市と都祁村の合併に伴い、奈良市都祁交流センターとしてスタートした。

所 在 地	都祁白石町1133番地		
開 館 日	平成3年10月1日		
事 業 費	本体工事費	1, 218, 414千円	用地費 211, 831千円
敷地面積	15, 162㎡		
延床面積	2, 516㎡		
構 造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造		
施設内容	ふれあいホール高原、楽屋、リハーサル室、情報ラウンジ、書庫、展示コーナー、メインエントランス、喫茶コーナー、ホワイエ、和室大広間、和室A、和室B、事務室、応接室		

ア 申込方法

多目的ホール、多目的イベント広場を使用する場合は使用日（連続2日以上の使用については、その最初の日）の属する月の初日前6カ月に当たる日から、使用日の10日前まで。その他の施設を使用する場合は、使用日の属する月の初日前3カ月に当たる日から使用日の前日まで。ホール、多目的イベント広場と併せて使用する場合は、その申し込み期間。なお、連続して使用できる期間は3日間。

イ 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、施設使用のあるときは午後9時まで。なお、4月1日～9月30日は申し出により午後10時まで延長可。）

ウ 休館日

毎週水曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日）、第2・第4火曜日、国民の祝日、12月28日から翌年1月4日。

エ 管理運営

指定管理者である都祁まちづくり協議会が行う。

オ 利用状況（令和7年度）

入場者数 延 14,382人 ホール使用率 20.3%（使用率＝使用日数÷使用可能日×100）

(2) 東アジア文化都市交流事業

【文化振興課】

「東アジア文化都市」は日本・中国・韓国の3か国で、文化による発展を目指す都市を各国1都市選定し、各都市が行うさまざまな文化プログラムを通して、交流を深める国家プロジェクト。奈良市は2016年（平成28年）の日本開催都市として、中国：寧波市、韓国：済州特別自治道とともに、さまざまなプログラムを実施した。

開催年以降も、主に青少年を対象に寧波市や済州特別自治道との文化交流プログラムを実施している。令和7年度の3か国交流テーマは「ダンス」で、各国プログラムを実施した。

事業名	NARA ARTS BRIDGE for Youth
実施期間	令和7年8月～令和7年10月
会場	はぐくみセンター、ならまちセンターなど奈良市内各所、寧波市、済州特別自治道
内容	文化交流を通じて奈良への学びを深める国際交流プログラム

(3) 奈良市アートプロジェクト

【文化振興課】

「東アジア文化都市 2016 奈良市」を契機に、現代社会がもつさまざまな課題や事柄、今後、未来に対して、奈良が訴えていくべきこと、奈良がすべきこと、奈良だからできることを、掘り下げ考える機会とし、文化の多様性を創造力へとつなげていくことをめざす。

令和7年度は「まちなか舞台」や「古都祝奈良の学校」、「ならまちアート・コラボラトリー」など様々なプログラムを実施した。

事業名	ことほぐなら 古都祝奈良2025-2026
実施期間	令和7年10月～令和8年3月
会場	奈良市内各所
内容	「まちなか舞台」「古都祝奈良の学校」、「ならまちアート・コラボラトリー」などのアートプロジェクト

6. スポーツの振興

(1) 概要

【スポーツ振興課】

運動・スポーツは、心身の健全な発達を促し人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない極めて重要な役割を果たすものである。近年における社会の急激な変化は、市民の生活様式や生活環境にも急激な変化をもたらしている。このような変化は、余暇時間を増大させた反面、日常生活での身体活動を著しく減少させた。一方で、高齢化社会の進展などともあいまって、市民のスポーツや健康に対する関心が高まっている。このような状況から、市民がスポーツに親しみ健康で明るく豊かな生活を営むことができるよう、運動・スポーツの環境づくりを進めている。

本市には体育施設43施設、コミュニティスポーツ施設10施設があり、全施設で指定管理者制度を導入している。なお、平成28年10月から令和3年3月まで奈良電力株式会社と、令和3年4月からロート製薬株式会社とそれぞれネーミングライツ契約を締結し、鴻ノ池運動公園及び園内11施設に愛称を付与した。

(2) 奈良市ホームタウンスポーツ推進パートナー事業「Top Sports City奈良」 【スポーツ振興課】

本市をホームタウンとして活躍する各スポーツ競技のトップチームを、「Top Sports City 奈良」のパートナーとして認定し、スポーツの素晴らしさを伝え、奈良市のスポーツの振興・推進に寄与し、青少年の健全育成、地域の活性化、その他社会貢献等を図ることを目的としている。

【認定チーム】

1. バンビシヤス奈良（プロバスケットボールBリーグ）
2. 奈良クラブ（プロサッカーリーグJリーグ）
3. 南都銀行 SHOOTING STARS（ホッケー日本女子リーグ）
4. 奈良ドリーマーズ（バレーボールVリーグ）

【活動内容】

1. ホームゲーム開催事業
市体育施設でホームゲームを行うことで、多くの来場者にスポーツに親しんでもらう。
2. 学校巡回教室事業
市内小中学校や幼稚園・こども園・保育園を選手等が巡回し、広く子どもたちにスポーツの楽しさを体験してもらい、スポーツの素晴らしさ、夢や目標を持つことの大切さを学んでもらう。
3. スクール事業
奈良市総合財団・奈良市スポーツ協会・奥アンツーカ管理共同体が行うバスケットボール・サッカースクール
4. その他
市事業への協力・参画やアウェーゲームでの観光PR等

(3) 体育施設

ア 中央体育館（ロートアリーナ奈良）

【スポーツ振興課】

所在地	法蓮佐保山四丁目1番3号		
竣工日	昭和47年6月3日		
建設費	414,880千円		
構造	鉄筋コンクリート造	鋼管屋根	2階建
敷地面積	体育館	10,864.81m ²	
建築面積	延面積	6,002.36m ²	

1	階	3,664.52㎡ (収容人数 3,450人)
2	階	2,142.25㎡ (収容人数 2,368人)
中 2 階		105.59㎡ (合計 5,818人)
地 階		90.00㎡
床 面		2,042.18㎡ (40.6m×50.3m)

可能な競技種目

バレーボール	9人制 3面 (10.5m×21m)	6人制 3面 (9m×18m)
バドミントン	10面 (6.10m×13.40m)	
テニス	3面 (10.97m×23.77m)	
バスケットボール	3面 (26m (±2m) ×14m (±1m))	
卓球	36面 (2.74m×1.525m)	
ハンドボール	1面 (20m×40m)	
(柔道、剣道、その他室内スポーツ、レクリエーション等)		

付属施設

事務室	40.30㎡	貴賓室	26.98㎡	役員室	30.93㎡
放送室 (2)	54.41㎡	シャワー室 (2)	24.08㎡	ロッカー室 (2)	99.20㎡
医務室	14.61㎡	空調機械室	6.00㎡	電気室 (2)	69.12㎡
ステージ	146.70㎡	倉庫	279.89㎡	便所 (9)	230.62㎡
ポンプ室	21.00㎡	会議室 (2)	155.71㎡		

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

イ 中央第二体育館 (ロート第二アリーナ奈良)

【スポーツ振興課】

所在地	法蓮佐保山四丁目6番1号				
竣工日	昭和53年5月26日				
建設費	156,750千円				
構造	鉄筋コンクリート造				
敷地面積	3,183.48㎡				
総床面積	1,273.00㎡	1階床面積	1,033.00㎡	2階床面積	240.00㎡
各階施設	1 階	玄関	ホール	事務室	体育室
				ウエイトリフティング室	器具庫
				更衣室	便所
	2 階	小体育室	器具庫	クラブ室	資料室

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

ウ 中央武道場 (ロート奈良武道場)

【スポーツ振興課】

所在地	法蓮佐保山四丁目1番2号				
竣工日	昭和49年9月28日				
建設費	276,500千円				
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 中道場一鉄骨造 平屋建				
敷地面積	2,371㎡				
総床面積	2,451.787㎡ (主道場 1,831.642㎡ 中道場 362.25㎡)				
主道場	1階道場	634㎡	2階観客席	550席	
中道場	道場	352.8㎡			

付属施設 事務室 応接室 会議室 和室 男子更衣室 女子更衣室 シャワー室
便所 倉庫

可能な競技種目 剣道 やり 空手道 銃剣道 なぎなた 居合 杖道 少林寺拳法など

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

エ 中央第二武道場（ロート奈良第二武道場）

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目6番3号

竣工日 平成2年9月2日

建設費 455,099千円

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

総床面積 2,007.03㎡（1階 1,447.51㎡ 2階 559.51㎡）

1階道場 900㎡（420畳） 2階観客席 248席（固定席）

可能な競技種目 柔道（4面） 空手道 少林寺拳法 合気道など

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

オ 鴻ノ池相撲場（ロート奈良相撲場）

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目8番9号

竣工日 平成2年9月2日

建設費 15,323千円

構造 鉄骨造 平屋建

延床面積 143.1㎡

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

カ 鴻ノ池球場（ロートスタジアム奈良）

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目3番1号

竣工日 昭和30年4月15日（改装昭和58年）

建設費 266,922千円

球場面積 44,000㎡（収容人数 内野 3,250人 外野 20,000人）

施設 バックネット スコアボード バックスクリーン 本部席 選手席 夜間照明設備

公認 セントラルリーグ、パシフィックリーグ公認球場

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

キ 弓道場（ロート奈良弓道場）

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目6番2号

竣工日 昭和53年3月30日

建設費 33,107千円

構造 鉄骨造

敷地面積 2,401.815㎡

総床面積 480.94㎡ 射場 289.6㎡ 的場 59.0㎡ 巻藁道場 132.34㎡

施設 射場 更衣室 便所 的場 監的場 師範席 倉庫 矢取り道

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

ク 鴻ノ池陸上競技場（ロートフィールド奈良）＜第1種公認＞

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目5番1号

竣工日 昭和58年3月31日

建設費 713,587千円

総面積 34,863㎡

正面スタンド観客席（鉄筋コンクリート造一部3階建）収容人数 5,600人

芝生スタンド観客席（サイドスタンド、バックスタンド）収容人数 25,000人

競技施設 ブルートラック（全天候舗装走路）

トラック 1周400m 幅10m 8コース 100m 9コース

走高跳 2カ所、走幅跳・三段跳・棒高跳 各6カ所

砲丸投 5カ所、ハンマー投、円盤投、やり投 各2カ所

フィールド芝生部（107m×68m） 3,000m障害物競走設備 1カ所

夜間照明設備

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

ケ 補助競技場 <第3種公認>

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目5番1号

竣工日 昭和58年3月31日

総面積 22,072㎡

競技施設 エンジトラック（全天候型舗装路）

トラック 1周400m 6コース 100m 8コース

走幅跳・三段跳・走高跳・棒高跳 各2カ所

砲丸投、ハンマー投、円盤投 各1カ所、やり投 2カ所

サッカーコート使用可（105m×70m）

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

コ 投てき練習場

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目5番1号

竣工日 昭和59年3月31日

総面積 9,471㎡

広場面積 6,600㎡

施設 砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投の練習場

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

サ 多目的広場

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目5番1号

竣工日 平成25年4月30日

総面積 10,685㎡

施設 アーチェリー・弓道（遠的）

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

シ 鴻ノ池コート（ロート奈良テニスコート）

【スポーツ振興課】

所在地 法蓮佐保山四丁目9番1号

竣工日 昭和60年4月14日

総面積 11,525㎡

施設 テニスコート 1面（クレーパー舗装）9面（人工芝） 6,550㎡ 管理棟 105㎡

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

ス 鴻ノ池スケートボードパーク（ロートスケートボードパーク奈良）

【スポーツ振興課】

	所在地	法蓮佐保山四丁目8番10号	
	竣工日	令和5年9月20日	
	総面積	2,042㎡	
	施設	管理棟15.96㎡ フラットエリア 初心者エリア 愛好家エリア 選手エリア	
	使用時間と使用料	午前9時から午後9時まで	有料
セ	鴻ノ池ランニングステーション（ロートランステーション奈良）		【スポーツ振興課】
	所在地	法蓮佐保山四丁目4番6号	
	竣工日	令和6年3月27日	
	総面積	146.64㎡	
	使用時間と使用料	午前9時から午後9時まで	有料
ソ	ランニングコース		【スポーツ振興課】
	所在地	法蓮佐保山四丁目5番1号	
	竣工日	昭和60年4月	
	施設	初心者コース 0.75km 緑の丘コース 2km わかくさコース 3km	
タ	佐保山コート		【スポーツ振興課】
	所在地	佐保台二丁目902番地の374	
	竣工日	昭和59年9月13日	
	総面積	1,458㎡	
	施設	テニスコート 2面（人工芝）	
	使用時間と使用料	午前9時から午後5時まで	有料
チ	奈良阪球技場		【スポーツ振興課】
	所在地	奈良阪町1367番地	
	竣工日	昭和57年2月2日	
	総面積	15,000㎡	
	施設	球技場 15,000㎡	
	使用時間と使用料	午前9時から午後5時まで	有料
ツ	柏木コート・球技場		【スポーツ振興課】
	所在地	柏木町255番地の1	
	竣工日	昭和51年4月28日	
	建設費	56,000千円	
	施設	審判控室及び更衣室 39.74㎡ 球技場 11,000㎡ テニスコート6面（クレー舗装） 夜間照明設備（球技場のみ）	
	使用時間と使用料	午前9時から午後5時まで	テニスコート 有料
		午前9時から午後9時まで	球技場 有料
		球技場夜間照明利用は午後6時から午後9時まで	有料
テ	黒谷コート・球技場		【スポーツ振興課】
	所在地	中町2877番地	
	竣工日	昭和54年4月6日	
	建設費	24,222千円	
	施設	球技場 11,649.85㎡ テニスコート3面（クレー舗装） 2,340㎡	
	使用時間と使用料	午前9時から午後5時まで	有料
ト	平城第一コート・球技場		【スポーツ振興課】

所在地 左京二丁目1番地
竣工日 昭和62年3月20日
施設 テニスコート2面(クレー舗装) 1,458㎡ 球技場 7,092.18㎡
使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

ナ 平城第二コート・球技場

【スポーツ振興課】

所在地 朱雀二丁目12番地
竣工日 昭和55年9月14日
建設費 68,000千円
施設 管理棟138㎡ 球技場10,716.1㎡
テニスコート4面(クレー舗装) 3,879.8㎡ 練習コート1面(クレー舗装)
使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

ニ 登美ヶ丘球技場

【スポーツ振興課】

所在地 北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
竣工日 昭和62年3月18日
施設 球技場 6,133.3㎡
使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

ヌ 青山コート・プール

【スポーツ振興課】

所在地 青山三丁目2番地
竣工日 昭和59年4月1日
建設費 131,000千円
施設 テニスコート 3面(砂入り人工芝コート) 1,872㎡
競泳用プール 25m×15m 7コース 375㎡ 水深1.3m
幼児用プール 6m×10m 60㎡ 水深0.7m 等
使用時間と使用料 コート 午前9時から午後5時まで 有料
プール 夏季限定 有料
午前9時から午前11時30分まで(入場は午前11時まで)
午後1時から午後4時30分まで(入場は午後4時まで)

ネ ならやま屋内温水プール ※休館中

【スポーツ振興課】

所在地 左京五丁目3番地の1
竣工日 昭和63年4月28日
建設費 278,800千円
施設 競泳用プール 25m 6コース 350.33㎡ 水深1.1m～1.3m
小プール 95.01㎡ 水深0.5m 等
使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

ノ 西部生涯スポーツセンター(屋外施設)

【スポーツ振興課】

所在地 丸山一丁目905番地
竣工日 平成2年9月29日
建設費 236,176千円
施設 テニスコート 3面(クレー舗装) 2面(人工芝) 4,055㎡ 球技場 8,455㎡
ゲートボール場 2面 1,717㎡ 管理棟兼クラブハウス 207㎡
使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

ハ 西部生涯スポーツセンター（屋内温水プール、体育館）**【スポーツ振興課】**

所在地 中町4860番地

○温水プール

竣工日 平成8年7月31日

建設費 2,230,443千円

施設 競泳用プール 25m 7コース（スロープ付） 402.56㎡
幼児用プール 近似円形 98.77㎡ 水深0.4m 等

使用時間と使用料 午前9時から午後9時まで 有料

○体育館

竣工日 平成11年8月18日

建設費 1,793,400千円

構造 鉄筋コンクリート造（一部小屋組鉄筋造） 2階建

床面積 4,549㎡

施設 アリーナ 1,094㎡ バスケットボール2面 バレーボール2面
バドミントン6面 卓球12台 テニス1面

ダンススタジオ 300㎡ トレーニングルーム 280㎡

ミーティングルーム 幼児室 軽運動室 466㎡（卓球など）

会議・研修室 180㎡（100人収容） 観覧席（200人収容）

ヒ 緑ヶ丘球場**【スポーツ振興課】**

所在地 奈良阪町25番地の3

総面積 17,800㎡

竣工日 平成3年7月21日

建設費 268,028千円

施設 野球場1面（両翼 91m、センター120m） バックネット 防球フェンス
ダッグアウト（2カ所） 倉庫 駐車場

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで 有料

フ 南部生涯スポーツセンター**【スポーツ振興課】**

所在地 杏町467番地の1

竣工日 平成3年10月10日（屋内施設）・平成5年5月25日（屋外施設）

建設費 300,225千円

施設概要 体育館 945.87㎡ 球技場 9,136.44㎡ テニスコート 2面 1,461.70㎡
多目的コート 1面 1,053.36㎡

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで（ただし、体育館は午後9時まで） 有料

ヘ 都祁生涯スポーツセンター**【都祁行政センター】**

所在地 都祁馬場町846番地の5

竣工日 平成22年6月9日

建設費 715,722千円

構造 鉄骨造（管理棟）

施設 球技場 17,500㎡ テニスコート（人工芝）4面 2,650㎡
多目的コート1面 1,156㎡

クラブハウス 床面積 368㎡

夜間照明（球技場のみ）

使用時間と使用料 午前9時から午後5時まで(ただし、球技場・クラブハウスは午後9時まで) 有料
球技場夜間照明利用は午後6時から午後9時まで 有料

ホ 都祁体育館

【都祁行政センター】

所在地 都祁白石町1161番地
竣工日 昭和57年7月24日
建設費 252,530千円
構造 鉄骨造
建築面積 延面積 2,268㎡ 1階 1,470㎡ 2階 798㎡
フロア床面積 32m×34m=1,088㎡
可能な競技種目 バレーボール2面、バドミントン4面、バスケットボール1面
使用時間と使用料 午前9時から午後10時まで 有料

マ 月ヶ瀬体育館

【月ヶ瀬行政センター】

所在地 月ヶ瀬尾山2509番地の1
竣工日 昭和58年3月25日
建設費 222,764千円
構造 鉄筋コンクリート造
建築面積 延面積 1,588.95㎡ 1階 1,354.80㎡ 2階 234.15㎡
フロア床面積 30m×35m=1,050㎡
可能な競技種目 バレーボール2面、バドミントン6面、バスケットボール1面
使用時間と使用料 午前9時から午後10時まで 有料

ミ 月ヶ瀬健民運動場

【月ヶ瀬行政センター】

所在地 月ヶ瀬尾山2778番地の1
竣工日 昭和43年9月30日
施設 運動場 12,383㎡ 軟式野球1面 サッカー1面
ソフトボール2面
使用時間と使用料 午前9時から午後10時まで 有料

ム コミュニティスポーツ会館・広場

【スポーツ振興課】

(7) 邑地コミュニティスポーツ広場

所在地 邑地町469番地
竣工日 昭和61年4月1日
建設費 57,962千円
施設 更衣室及び便所棟 60㎡ グラウンド 5,070㎡

(4) 七条コミュニティスポーツ会館

所在地 奈良市七条一丁目2番1号
竣工日 昭和61年5月26日
建設費 133,706千円
構造 鉄骨造 2階建
床面積 600㎡ 1階 504㎡ 2階 96㎡
施設 1階 体育室 器具庫 更衣室 2階 会議室

(5) 南紀寺コミュニティスポーツ会館

所在地 南紀寺町五丁目54番地の1
竣工日 昭和61年6月15日

建設費 74,773千円
 構造 鉄骨造 2階建
 床面積 600㎡ 1階 504㎡ 2階 96㎡
 施設 1階 体育室 器具庫 更衣室 2階 会議室

(エ) ならやまコミュニティスポーツ会館

所在地 朱雀二丁目12番地
 竣工日 昭和61年6月15日
 建設費 76,473千円
 構造 鉄骨造 2階建
 床面積 600㎡ 1階 504㎡ 2階 96㎡
 施設 1階 体育室 ホール 器具庫 更衣室 便所 2階 会議室

(オ) 東市コミュニティスポーツ会館

所在地 古市町265番地の1
 竣工日 昭和63年6月6日
 建設費 96,073千円
 構造 鉄骨造 2階建
 床面積 561㎡ 1階 483㎡ 2階 78㎡
 施設 1階 体育室 ホール 器具庫 更衣室 湯沸室 便所 2階 会議室 ホール

(カ) 高の原コミュニティスポーツ会館

所在地 神功三丁目6番地
 竣工日 平成7年2月28日
 建設費 230,201千円
 構造 鉄骨造 平屋建
 床面積 652.26㎡
 施設 1階 体育室 ホール 器具庫 更衣室 湯沸室 事務室 便所

(キ) 狭川コミュニティスポーツ広場

所在地 下狭川町2882番地の3
 竣工日 平成7年3月24日
 建設費 102,232千円
 施設 管理棟 66.20㎡ 便所棟 36.61㎡ グラウンド 6,453.37㎡

(ク) 田原コミュニティスポーツ広場

所在地 横田町203番地の1
 竣工日 平成14年10月20日
 建設費 300,000千円
 施設 更衣室・倉庫及び便所 106.92㎡ グラウンド 5,100.00㎡

(ケ) 八条コミュニティスポーツ広場

所在地 八条一丁目814番地の4
 竣工日 昭和58年（平成24年度人権政策課から移管）
 施設 倉庫・便所 グラウンド 7,220㎡

※ 使用時間と使用料は各会館・各広場共通 午前9時から午後9時まで 有料

ただし、八条コミュニティスポーツ広場は、午前9時から午後5時まで 有料

(3) 右京コミュニティスポーツ会館

所在地	奈良市右京四丁目11番地の1		
竣工日	令和7年3月4日		
建設費	149,307千円		
構造	体育館	鉄筋コンクリート造	管理棟 軽量鉄骨造
床面積	1,005.17㎡	体育館 738.52㎡	管理棟 266.65㎡
施設	体育館 管理棟（会議室、更衣室、共用フロア、シャワー室）		

(4) 学校体育施設の開放

【スポーツ振興課】

社会体育の普及、振興及び子どもの安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲内において学校体育施設を開放する。

- ・開放施設 市立小・中学校の運動場、体育館及びこれに付随する設備
- ・開放日及び時間 学校教育に支障のない範囲内で各開放校で定める。
- ・利用方法 利用日の前月の20日までに、申込書を利用希望校開放運営委員会に提出する。

(5) 自主的・自発的なスポーツ活動の育成と組織化

【スポーツ振興課】

社会体育の目標は、体育・スポーツの生活化にある。従来の選手中心の組織だけにかたよらず、地域や職場等において自主的自発的にスポーツ活動を行っている組織グループのなご一層の活動強化充実を進めるとともにスポーツ活動を行いたいと希望している人に対してはスポーツ教室開設を通し、グループづくりの指導育成に努める。

ア スポーツ少年団の育成

スポーツ活動を通し少年の健全育成を目的に昭和41年にスポーツ少年団が結成され、現在、本市のスポーツ少年団は55団1,006名の団員が活動をしている。

イ スポーツ教室

① スポーツ推進委員によるスポーツ教室・スポーツ講習会

○スポーツ教室

市全域を対象として、軽スポーツの教室を開催する。

○スポーツ講習会

軽スポーツの普及により、生涯にわたりスポーツに親しめるスポーツの生活化への動機づけを図ることを目指す。

種 目	講習会ごとに定める（スカイクロス、フロッカー、バスケットピンポン、バラエティーゴルフ、モルック、その他の軽スポーツなど）
対 象	少年・少女から高齢者
開 設	5月から3月

② 体育施設でのスポーツ教室

教 室 名	会 場	開催時期
少年少女陸上教室	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 (ロートフィールド奈良)	20 回/年
ラグビー体験会	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 (ロートフィールド奈良)	1 回/年
ジ ョ イ ト レ	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 (ロートフィールド奈良)	2 回/週
モルック教室	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 (ロートフィールド奈良)	4 回/年
ノルディックウォーキング教室	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 (ロートフィールド奈良)	通 年
エンジョイランニング	鴻ノ池陸上競技場 主競技場 ランニングステーション (ロートフィールド奈良)	3 回/年
走り方教室	鴻ノ池陸上競技場 補助競技場 (ロートフィールド奈良)	4 回/年
アーチェリー体験会	鴻ノ池陸上競技場 多目的広場 (ロートフィールド奈良)	1 回/年
屋外ソフトテニス教室	鴻ノ池コート (ロート奈良テニスコート)	10 回/年
屋外硬式テニス教室 小学生	鴻ノ池コート (ロート奈良テニスコート)	1 回/年
屋内ソフトテニス教室	中央体育館 (ロートアリーナ奈良)	3 期/年
バドミントン教室 一般 昼	中央体育館 (ロートアリーナ奈良)	3 期/年
バドミントン教室 小学生	中央体育館 (ロートアリーナ奈良)	3 期/年
バドミントン教室 一般 夜	中央体育館 (ロートアリーナ奈良)	3 期/年
室内サッカースクール	中央体育館 (ロートアリーナ奈良)	3 回/月
バスケットボールスクール	中央第二体育館 (ロート第二アリーナ奈良)	44 回/年
健 康 体 操 教 室	中央第二体育館 (ロート第二アリーナ奈良)	3 期/年
卓 球 教 室	中央第二体育館 (ロート第二アリーナ奈良)	3 期/年
バドミントンスクール	南部生涯スポーツセンター 体育館	3 回/月
バスケットボールスクール	南部生涯スポーツセンター 体育館	44 回/年
やさしいヨガ教室	南部生涯スポーツセンター (和室)	3 回/月
剣 道 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	4 期/年

教 室 名	会 場	開催時期
な ぎ な た 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	4 期/年
槍 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	4 期/年
坐 禅 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	4 期/年
茶 道 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	通 年
華 道 教 室	中央武道場 (ロート奈良武道場)	通 年
柔 道 教 室	中央第二武道場 (ロート奈良第二武道場)	4 期/年
弓 道 教 室	弓道場 (ロート奈良弓道場)	4 期/年
奈良市武道士用・寒稽古・参禅会・ なぎなた	中央武道場 (ロート奈良武道場) 中央第二武道場 (ロート奈良第二武道場) 弓道場 (ロート奈良弓道場)	7 月・1 月
外国人観光客武道体験教室 槍・弓道	中央武道場 (ロート奈良武道場) 弓道場 (ロート奈良弓道場)	通 年 4月～6月・9月～11月
操 体 法 教 室	中央第二武道場 (ロート奈良第二武道場)	2 期/年
ダンベル&健康運動教室	西部生涯スポーツセンター 体育館	通 年
やさしいストレッチング教室	西部生涯スポーツセンター 体育館	通 年
たのしいフロアウォーキング教室	西部生涯スポーツセンター 体育館	通 年
やさしいヨガ教室	西部生涯スポーツセンター ダンス室	通 年
バスケットボールスクール	西部生涯スポーツセンター 体育館	44 回/年
水 泳 教 室	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	通 年
水中運動教室	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	通 年
ソフトエアロビクス教室	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	通 年
ハードエアロビクス教室	西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール	通 年

(1) 事務・事業内容

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の主旨に基づき策定された、「奈良市人権文化推進計画」及び「奈良市人権文化のまちづくり条例」に基づき、全ての人の人権が真に尊重され、自由で平等な社会の実現に向け、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け行動することができるよう、人権教育・啓発活動を充実する。

○「人権を確かめあう日」（毎月11日）の定着

- ・「人権を確かめあう日」記念集会の開催
- ・「しみんだより」等による啓発活動の実施

○「差別をなくす強調月間」の取組

- ・「差別をなくす強調月間」行事、「人権ふれあいのつどい」の実施
- ・特設人権相談の実施
- ・人権啓発パネル展の実施
- ・街頭啓発の実施
- ・人権文化センターの「差別をなくす強調月間」事業の実施

○人権問題の正しい理解と認識を培うための教育・啓発の推進

- ・「人権を確かめあう日」記念集会等の人権啓発事業の実施
- ・「しみんだより」を活用した人権啓発の実施

○地域住民による主体的な人権教育・啓発活動の推進

- ・市民組織の活動の活性化に向けて助言や支援を行う。

○人権学習教材の案内

- ・人権問題学習に活用するための人権啓発ビデオ等を常置している。

○あらゆる人権問題に対する学習体系や学習内容の工夫を図り、各種講座や研修会を開催する。

- ・奈良市人権講座の開催
- ・人権教育地区別研修会の開催
- ・識字学級への支援（2学級）

○人権教育を推進する関係組織の育成・指導に努める。

- ・奈良市人権教育推進協議会の育成・指導

○各種研修会への指導・助言に努める。

○非核平和都市啓発事業

昭和60年12月、奈良市議会で「非核平和都市宣言」が決議され、この宣言の趣旨を踏まえ世界の恒久平和の実現に向けて「平和の鐘」の撞鐘、「被爆記録写真展」など各種の取り組みを行っている。

平成4年度には、多くの市民の募金協力により、平和のシンボルとして「平和祈念碑」を建立した。

さらに、平成5年度には「非核平和都市宣言碑」を設置した。

そして、平成18年4月に「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、平成21年5月には「平和首長会議」に加入し今後は他の自治体とも手を携えて、平和事業の推進を行っていく。

○犯罪被害者等支援事業

平成31年4月「奈良市犯罪被害者等支援条例」施行

犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が、一日でも早く再び平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と連携・協力し総合的な支援を行う。

○人権相談

人権擁護委員による人権に関する相談（予約不要）

- ・市役所 玄関ホール会議室 毎月第1・3金曜日 午後1時～4時
- ・月ヶ瀬行政センター内相談室 4・8・12月の第1木曜日 午後1時～4時
- ・都祁行政センター内相談室 4・8・12月の第1水曜日

○LGBT法律相談

レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー等、さまざまな性的指向や性自認を有する方（セクシュアルマイノリティ・性的マイノリティ）のための弁護士による専門相談。

家族や周りの方からの相談も受け付ける。

場 所 市役所 玄関ホール会議室

実 施 日 毎月第4金曜日（祝日の場合は、翌月の第1金曜日）

午前：10時～12時 午後：1時～3時

予 約 制 相談実施日の1週間前から前日の正午まで専用フォームより予約

(2) 関連施設

○人権文化センター

名 称	所 在 地	竣工年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
東 人 権 文 化 セ ン タ ー	古市町1226番地	平成16. 3. 25	1, 511. 48	1, 382. 31
南 人 権 文 化 セ ン タ ー	杏町401番地の1	昭和57. 4. 8	1, 764. 71	673. 65

○人権・コミュニティセンター

名 称	所 在 地	竣工年月日	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
中人権・コミュニティセンター	畑中町4番地の4	平成14. 4. 1	619. 88	399. 75
北人権・コミュニティセンター	川上町418番地の1	昭和54. 2. 7	1, 764. 54	1, 018. 92

(1) 男女共同参画社会の推進

男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために「奈良市男女共同参画計画」に基づいた、総合的かつ計画的な施策を実施し男女共同参画の推進を図る。

(2) 講座・セミナー

男女が共に多様な生き方を主体的に選択し、実践できるよう、男女共同参画の視点に立ったセミナーや講座を開催する。

(3) 男女共同参画社会の実現に寄与する市民団体・地域の女性リーダーの育成と支援

地域社会におけるジェンダー平等の推進や女性のエンパワーメントの実現を目的とし、女性の社会参加を促進し、地域の課題解決に取り組む市民団体等の自立と成長を促し、活動の支援を行う。

また、市民団体等が連携・協力し合い、より広範で活気ある活動が展開できるようサポートしていく。

(4) 女性問題相談

社会状況の急激な変化と価値観の多様化、性的虐待や暴力など、さまざまな悩みを抱える女性は少なくない。女性問題相談室では、女性問題を理解した女性の相談員が、相談者の気持ちを受け止めながら、相談者自身が問題を解決していく手助けを行い、自分の生き方を自分で決められるよう援助している。

※令和8年9月より、SNSを活用したAIチャット導入

※令和8年8月までは以下のとおり

(電話・面談)

○奈良市女性問題相談室

場 所 奈良市 共生社会推進課 男女共同参画室

実 施 日 月・火・水・金・土曜日（祝日・12月28日～1月4日を除く）

午前10時～12時 午後1時～4時

電話番号 0742-81-3102

○西部会館2階相談室

実 施 日 月・水曜日（祝日・12月28日～1月4日を除く）

午前10時～12時 午後1時～4時

電話番号 0742-46-3978

○北部会館2階相談室

実 施 日 木曜日（祝日・12月28日～1月4日を除く）

午前10時～12時 午後1時～4時

電話番号 0742-70-2070

(5) 女性のための法律相談

女性を取り巻く深刻化複雑化する法律的諸問題について、女性問題に精通した女性弁護士が助言等を行い、解決の糸口を見つけ出すサポートをし、女性の生き方暮らし等を守るため、法律相談を実施する。

場 所 奈良市役所 本庁舎内

実 施 日 毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日（要問合せ）

午前10時～12時 午後1時～3時

予 約 制 相談実施日の1週間前から前日正午まで専用フォームより予約

(6) 男女共同参画社会づくりの啓発

性別役割分担意識をはじめとする固定的な性差別の解消と男女平等意識の定着に向けて、各種主催講座や女性団体を中心としたイベントの開催、また情報誌の発行による啓発を図る。

○女性市民団体との協働

男女共同参画社会を推し進めるため市内女性団体と共に男女共同参画推進イベントを実施、また共催で講座を開催するなど市民ニーズにあった事業を行う。

(7) 「TOMOIKU HANDBOOK 共育（ともいく）」の周知（電子書籍版）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進啓発の一環として、妊婦のパートナー向けの育児ハンドブック「TOMOIKU HANDBOOK for nara papa」電子書籍版を作成し、母子手帳配布時及びホームページで周知している。

(8) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に対する防止や相談、情報提供並びに被害者の自立支援を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者暴力相談支援センター事業を実施している。

○奈良市 DV 相談ダイヤル

場 所 非公開

実 施 日 月～土（祝日・12月28日～1月4日を除く）

午前10時～12時 午後1時～4時

電話番号 0742-93-3150

9.出張所・行政センター

(1) 出張所

【西部出張所、北部出張所、東部出張所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西 部 出 張 所	学園南三丁目1番5号	44-1005 (総務課) 44-1001 (住民課)
北 部 "	右京一丁目1番地の4	71-1017
東 部 "	大柳生町4735番地	93-0001

(2) 持続可能な東部地域づくり

【東部出張所、月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター】

人口減少と高齢化が進む東部地域の課題解消に向け、地域の特性や資源を生かした持続可能な地域づくりを進める。庁内の関係部署と連携し、農林業や観光、生活交通、福祉・医療、子育て支援など幅広い分野で取組を推進するとともに、Local Coop 大和高原プロジェクトの推進による住民主体の共助と自治を基盤に、安心して暮らし続けられる地域社会の形成を図る。

(3) 行政センター

【月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
月ヶ瀬行政センター	月ヶ瀬尾山2845番地	0743-92-0131
都 祁 "	都祁白石町1026番地の1	0743-82-0201

○都祁地域地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業を昭和55年度から実施しており、早期事業完了を目指し、計画的に調査を行う予定である。

都祁地域調査対象面積 43.89km²

都祁地域実施面積（令和7年度末現在） 29.27km²

